平成２４年（フ）第４４号
群馬県桐生市境野町４丁目1014番地の４
債務者　小村　尚子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１５号
富山県下新川郡入善町古黒部425番地
債務者　谷　　雅志
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第２５号
富山県魚津市西尾崎1489番地１　スカイコーポ西尾崎Ｃ105、前住所富山県黒部市岡577番地103
債務者　舟川　正夫
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第１７５号
山梨県南アルプス市百々1727番地44
債務者　有泉紀恵子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２３号
山梨県甲斐市西八幡3957番地４
債務者　加賀美　誠
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２４号
山梨県甲斐市西八幡3957番地４
債務者　加賀美美治
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２２６号
山梨県甲府市丸の内２丁目38―15　コーポ丸の内402号、住民票上の住所山梨県甲府市宝２丁目26番８号
債務者　久保田淳一
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３７号
山梨県大月市駒橋１丁目５番２号　県営住宅１―107
債務者　小泉　考造
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第３９号
山梨県南都留郡忍野村内野267番地
債務者　後藤　光子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２４年（フ）第７７号
長野県小県郡青木村大字奈良本771番地１
債務者　鈴木　繁男
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２４年（フ）第１２３０号
名古屋市緑区松が根台186番地　パーク青陽102号
債務者　石川　直樹
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２９３号
名古屋市南区赤坪町113番地の３
債務者　村山　泰邦
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２０６号
大津市稲葉台32番20号、前住所大津市大萱１丁目９番２―1304号
債務者　加藤　俊司
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２４８号
滋賀県甲賀市水口町梅が丘２番11号、前住所滋賀県甲賀市甲賀町田堵野911番地８
債務者　松下　和代
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９６号
滋賀県蒲生郡日野町大字中在寺1178番地11
債務者　河島加世子
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第１０２号
滋賀県東近江市沖野１丁目４番13号、前住所滋賀県米原市枝折301番地
債務者　朝間　宣貴
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
大津地方裁判所彦根支部